

役員等に係る報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人てくところ会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び実費弁償費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬及び実費弁償費は、別表第1により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、法人並びに医療法人精華園の職員を兼務する理事及び評議員には、報酬及び実費弁償費を支給しない。

3 理事長（常勤）が辞任又は退任したときは、退職慰労金を別表第2により支給する。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第4条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表第3により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、法人並びに医療法人精華園の職員を兼務する委員には、報酬及び実費弁償費を支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員並びに委員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程により旅費を支給する。

(改正)

第5条 この基準を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準は、平成31年3月28日に一部改正し、平成31年4月1日から施行する。

3 この基準は、令和元年6月13日に一部改正し、令和元年6月14日から施行する。

4 この基準は、令和8年6月16日に一部改正し、令和8年6月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区 分	報 酬	実費弁償費
理 事 長(常勤)	月額 416,000 円以内	支給しない
役 員(非常勤)	日額 8,000 円	日額 2,000 円
評 議 員	日額 8,000 円	日額 2,000 円

別表第 2（第 3 条関係）

区 分	退 職 慰 労 金
理 事 長	最終報酬月額×在任期間

＊ 在任期間は 1 年単位とし、端数は切り捨てる。

別表第 3（第 4 条関係）

区 分	報 酬	実費弁償費
委 員	日額 5,000 円	日額 2,000 円